

長建協発第506号
平成24年3月1日

会 員 各 位

社団法人 長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

建築物の解体等の作業における事前調査の徹底等について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号。）第3条では、事業者は、建築物、工作物又は船舶の解体、破砕等の作業（改修の作業を含む）を行うときは、あらかじめ、石綿及び石綿を0.1%を超えて含有するものの使用の有無を目視、設計図書等により調査し、その結果を記録しておくこと、及び当該調査結果の概要等を掲示することを定めております。

しかしながら、事前調査を行わなかったり一部分のみを調査して網羅的な調査を怠ったりしたために、必要な届出を行わずに解体が行われた事例が発生しており、解体等の作業において、石綿ばく露防止対策が適切に講じられていないおそれがあります。

事前調査の適正な実施は、作業における適正な石綿粉じんばく露防止対策の実施に直結するものであることから、こうした事例の再発を防ぐため、全建を通じ労働基準局安全衛生部化学物質対策課長より別添のとおり通知がまいっておりますので、同調査の徹底についてご協力方よろしくお願い申し上げます。